

浄化槽法の一部を改正する法律

(平成一七年五月二 日法律第四七号)(衆)

一、提案理由(平成一七年四月一四日・衆議院本会議)

小沢鋭仁君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……………(略)……………

次に、浄化槽法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等必要な措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月八日環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成一七年五月一三日)

郡司彰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等、必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。